

TPP交渉の経緯と交渉21分野の概要

外交防衛委員会調査室 神田 茂・寺林 裕介

はじめに

アジア太平洋地域ではこれまで、域内貿易の緊密化や企業の海外進出などにより、実体経済レベルで「事実上の経済統合」が先行してきた。そのような動きを踏まえ、1990年代半ば以降、ASEANとその域外国による「ASEAN+3」や「ASEAN+6」のような広域経済連携が模索されてきた。

一方、1989年に発足したアジア太平洋経済協力（APEC）は、「開かれた地域協力」との原則による広域経済連携を推進し、2006年以降は「アジア太平洋自由貿易圏」（FTAAP）の形成を目指す動きも生じた。2010年11月のAPEC首脳会議（横浜）においては、EFTA（ASEAN+3）やCEPEA（ASEAN+6）に加え、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定のような現在進行している地域的な取組を基礎にFTAAPを追求すべきとの認識が共有された。

TPP交渉は2010年3月に米国など8か国により開始され、日本は民主党政権の下で同年10月に交渉参加を検討する旨を表明して以降、農林水産業への影響を始め、参加の是非を巡る国内の議論が続く中、関係国との協議を進めた。2012年12月の衆院選で自民党は『聖域なき関税撤廃』を前提とする限り、TPP交渉参加に反対する」との公約を掲げ勝利した。第2次安倍内閣発足後、安倍総理は、2013年2月の日米首脳会談において、TPP交渉への参加が『聖域なき関税撤廃』を前提としていないと確信したとし、3月15日に交渉への参加を表明した。さらに、7月の参院選の政策集においては、コメや麦などの「重要5品目」を関税撤廃から除外できない場合は脱退も辞さないとしている。

2013年7月23日、日本は交渉に参加した。10月8日のインドネシアにおけるTPP首脳会合では、交渉を2013年内に妥結させるとの目標は示されたものの、物品貿易の関税撤廃、知的財産、国有企業の優遇、環境規制を始めとする困難な問題の解決は先送りされ、米国とベトナムやマレーシアのような新興国との対立が明らかになっている。また、交渉参加国の政府が締結する秘密保持契約により、各分野の交渉に関する詳細な情報へのアクセスができず、外部からの検証が困難な状況にある。

TPPの特色として、高い自由化レベル、ルール形成の重視に加え、知的財産、競争政策、環境、労働、分野横断的事項など21分野にも及ぶ包括的な交渉分野の多さが指摘されている。そこで本稿では、TPP交渉開始の背景と経緯、アジア太平洋の広域経済連携におけるTPPの意味合いなどを紹介するとともに、WTO協定や世界の自由貿易協定（FTA）を踏まえた交渉21分野の主な内容と特徴を概説する。TPP交渉の今後の推移を踏まえ、国会における幅広い論議に資することとなれば幸いである。

1. TPPとは

(1) TPP交渉の開始

2006年5月、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4か国による環太平洋戦略的経済連携協定（P4協定）が発効した。P4協定は、物品の貿易で例外品目を設けず関税撤廃を行う自由化率の100%に近い協定であるとともに、サービス貿易の自由化、競争政策、知的財産、政府調達等幅広い分野を対象としている。また、全ての締約国の合意により他のAPEC参加国・地域にも参加を認めている。

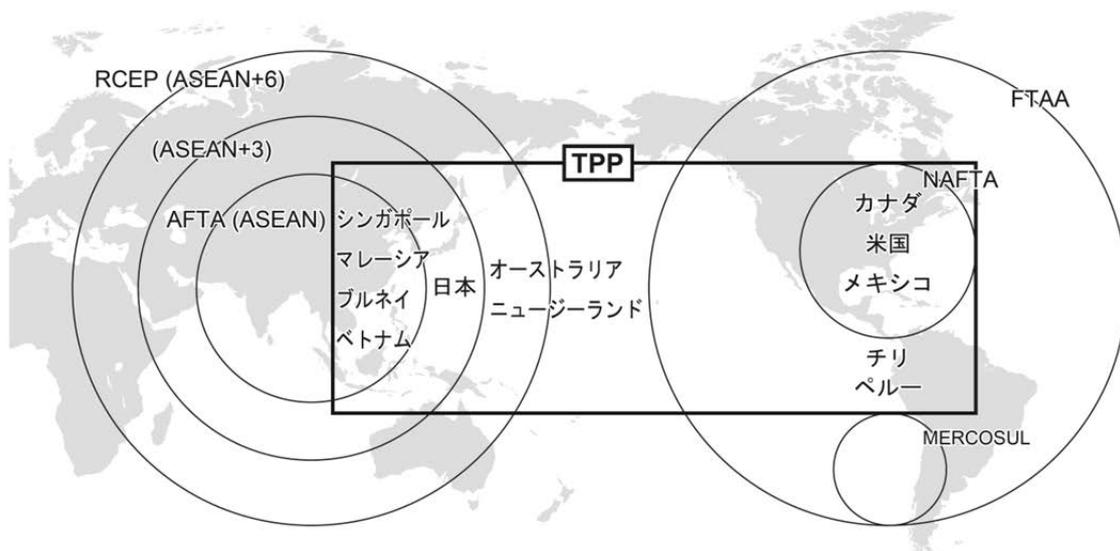
P4協定への参加には、全ての項目を交渉の対象とすることが求められるが、それは全ての自由化を意味するものではない。一方、将来の貿易上の課題や参加国の増加により生じる問題に対応するため、協定を適切に更新できる「生きている協定」が志向されている。

2008年3月、P4協定にサービス貿易や投資の自由化を追加する拡大交渉が開始された。米国（ブッシュ政権）はこの交渉に加わり、2009年1月に発足したオバマ政権は同年11月にP4協定全体への参加の意思を表明した。このほか、オーストラリア、ペルー、ベトナムが交渉に加わり、2010年3月、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の交渉が始められた。以後、マレーシア、カナダ、メキシコ、我が国（2013年7月23日）が加わり、12か国による交渉が行われている（図表1を参照）。

(2) TPP交渉の対象

TPPは、物品の関税の撤廃・削減やサービス貿易の自由化に加え、投資、競争、知的財産、政府調達等の非関税分野におけるルール作りのほか、アジア諸国の締結するFTAにはない環境や労働、TPPに特有な「分野横断的事項」を含む21分野の包括的協定として交渉されている。各分野の内容は、「6. TPPの21の交渉分野」を参照されたい。

(図表1) TPP交渉参加国一覧



(出所) 著者作成

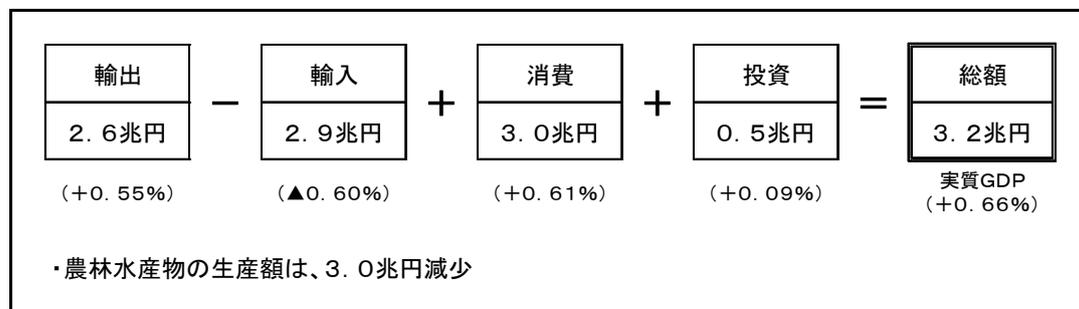
(3) TPPの持つ意味

TPPは、中長期的には、米国を含むアジア太平洋地域の成長を日本に取り込む可能性が高まること、アジア太平洋地域の貿易・投資等の基本的ルールの形成、地域統合の枠組み作りに積極的に関与できることに意義を認める意見が見られるほか、安全保障戦略とのリンケージを指摘する意見もある。短期的には、米韓FTAを先行させている韓国に対する貿易上の不利益の解消、中国・韓国とのFTAやEUとのFTAなどの締結促進に好影響が期待できるとの意見も見られる。

他方、TPPが従来のEPAに比してハイレベルの市場開放を求めていることから、農業を始めとする国内産業へ及ぼす影響や、広範な分野にわたる自由化、非関税分野のルール形成などを通じた経済・社会、国民生活に及ぼす影響について懸念を示す意見がある。

日本がTPPに参加した場合の経済効果については、民主党政権下で交渉参加に関する議論のたたき台として、2010年10月に、内閣府、農林水産省、経済産業省による試算がそれぞれ公表されたが¹、前提条件がばらばらで恣意的であるといった批判が相次いだため、2011年10月、内閣府が再度行った、おおむね10年間で実質GDPが2.7兆円増加するとの試算が、民主党政権下の政府としての統一見解とされた²。2012年12月の政権交代後、第2次安倍内閣は2013年3月、日本経済全体でGDPが3.2兆円(0.66%)増加するとの政府統一試算を示している³(図表2を参照)。なお、太平洋経済協力会議(PECC)による試算は、日本のGDPが10兆円(2.0%)底上げされるとしている⁴。

(図表2) TPP経済効果(政府統一試算)



(出所) 内閣官房資料に基づき著者作成

2. 日本の通商政策

(1) WTOドーハラウンド

1948年に発足したGATT(関税及び貿易に関する一般協定)体制は、第二次世界大戦の要因にもなった保護主義的貿易政策を是正するため、貿易の最恵国待遇や内国民待遇等を規定し、多角的貿易体制の基盤を固めるとともに、貿易の自由化を促進し、日本経済を含む世界経済の成長に貢献してきた。

GATTを発展的に解消し、1995年にマラケシュ協定(WTO設立協定)に基づいて世界貿易機関(WTO)が設立された。WTO設立協定とその附属書に含まれる複数の協定

は「WTO協定」と呼ばれる。附属書に含まれる協定は、①WTO設立協定と不可分の一部として一括受諾の対象とされる多角的貿易協定、②一括受諾の対象とはされず、締結した国の間でのみ適用される複数国間貿易協定とに分けられる。WTO協定には、物品貿易に係るルール強化・拡充に加え、サービス貿易の自由化、さらには知的財産権等の非関税分野に関するルールが定められた。また、貿易ルールの適用に不可欠な紛争解決手続が統一され、迅速性・実効性が強化された。2012年8月には未加盟国の「最後の大国」ロシアが加盟し、WTO加盟国は159か国・地域に上る（2013年3月）。

WTOでは2001年11月、ドーハ開発アジェンダ（DDA＝ドーハ・ラウンド）が立ち上げられ交渉が開始された。途上国の開発問題を最重要課題に、広く貿易を通じた発展が目指され、当初の交渉期限は2005年1月とされた。しかし、世界経済において存在感を増している中国、インド、ブラジルなどの新興国に対し、米国がサービス貿易等の分野で更なる自由化を求めていることなどから、交渉は妥結に至っていない。

（2）FTA/EPA

このようにWTOの下での多角的貿易交渉が停滞する中、世界は自由貿易協定（FTA）の締結を進めている。自由貿易協定（FTA）とは、物品・サービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定である。日本は、FTAの内容を基礎としつつ、投資規制の撤廃、人的交流の拡大、知的財産の保護と競争政策におけるルール作りなど、より幅広い分野において経済上の連携強化を図る協定の締結を推進しており、こうした協定を経済連携協定（EPA）と呼んでいる。なお、世界ではFTAという名称の協定であっても、EPAと同様、若しくはそれ以上に、物品・サービス貿易の自由化に限らない包括的な内容を規定することが一般的となっている。

FTAやEPAはWTO協定において地域貿易協定（RTA）と位置付けられる。RTAのWTOとの整合性を確保するため、1947年のGATT第24条は「実質上すべての貿易」について「関税その他の制限的通商規則」を「妥当な期間内」に廃止するよう定めている。具体的には、域内貿易量のおおむね90%以上（EUの指標）について関税を撤廃し、特定分野の産品を一括除外せず、関税を10年以内に撤廃することが必要（「GATT第24条の解釈に関する了解」と一般的に理解されている。また、サービス貿易についても、「相当な範囲の分野」について、「実質的に全ての差別」を撤廃することが求められている（WTOサービス貿易協定（GATS）第5条）。

WTOに対するFTAの通報件数は1970年までに20件、1990年までに46件だったものが、2013年7月現在で575件となっており⁵、世界的に増加の傾向にある。

（3）日本のFTA/EPA政策

日本は、従来WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を重視してきた。他方、WTO交渉の停滞や世界的なFTA締結の潮流、そしてFTAを締結していないことによる不利益の顕在化等を背景として、2001年1月にシンガポールとの交渉を開始したことを皮切りにFTA交渉を推し進めている。

2004年12月21日、当時の自民党政権下における政府の経済連携促進関係閣僚会議で、EPA推進についての基本方針として「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」が決定された。その中で、交渉相手国・地域の決定については、①我が国にとり有益な国際環境の形成、②我が国全体としての経済利益の確保、③相手国・地域の状況、EPA/FTAの実現可能性の視点を総合的に勘案するものとされた。これに基づき、政府として、まずは東アジア諸国とのEPA締結に全力を傾注し、さらには物品の貿易のみでなく、サービス・投資、人の移動等を含む包括的なEPAを推進していくこととなった。

日本のFTA推進の端緒が日・シンガポールEPA（2002年11月発効）となった背景には、シンガポールが農産品をほとんど生産しておらず、農産品の自由化という日本の政治的障壁を回避できることがあった。日本にとって2番目のEPAとなった日・メキシコEPA（2005年4月発効）交渉では、日本は農産品の自由化について、関税割当制度⁶を使うことで一応の妥協点を見出すことができた。その後、日本は歴史的・地理的に関係の深いASEAN諸国とのEPA締結を推進し、2008年12月には、日本にとって初めての多国間EPAとなる日・ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP）も発効した。

また、南米諸国ではメキシコに続き、チリ（2007年9月発効）やペルー（2012年3月発効）との間でEPAを締結済みである。これらの締結に当たって、日本は政治的に困難な農作物の自由化を見送り、人材育成などの経済協力という形で対応した。その結果、日本のEPAの自由化率は貿易額ベースで90%台後半に達するものもあるが、品目ベースでは平均86.35%（最も高い日・フィリピンEPAが88.4%）にとどまる（**図表3**を参照）。品目ベースの平均で96%以上、協定により100%近い自由化率を実現している米国のFTAに比べると低い⁷。

これに対し、欧州の国との間で初めて締結した日・スイスEPA（2009年9月発効）は、物品貿易の自由化率は85.6%にとどまるものの、サービス貿易、投資、知的財産分野においても高いレベルの自由化が規定され、電子商取引に係る章も設けられている。また、原産地証明に、第三者証明制度に加え、初めて認定輸出者による原産地申告制度が加えられている。

一方、日本のEPA交渉には停滞も見受けられる。日韓EPA交渉は2003年12月に開始されたが、韓国の対日貿易赤字拡大や日本製部品・素材への依存度上昇に対する懸念、農産物市場の自由化に係る日本側の消極的な姿勢、両国政治関係の悪化等により、交渉は2004年11月以降中断している。また、TPP交渉参加国でもあるオーストラリアとのEPA交渉は、2007年4月に第1次安倍内閣の下で始められたが、16回の交渉を経た現在も妥結には至っていない。牛肉や自動車をめぐる両国の溝が埋まっておらず、現在はTPP交渉が優先されている。さらに、湾岸協力会議（GCC）との交渉は2006年9月に開始されたが、GCCがEPA政策を見直し、2009年3月の会合の後、交渉は中断している。

また、日・EUのEPAは2011年5月の首脳会談以降、事前の協議が進められていたが、2011年11月に日本がTPP交渉参加について関係国との協議に入ると表明した後、2013年4月に交渉が開始されている。

こうして、日本が締結しているEPAは現在13件（12か国、ASEAN）に上り、ア

ジア地域の中で比較的締結件数の多い国の一つとなっている（韓国は10件、中国は9件）。他方、FTA相手国との貿易額が日本の貿易総額に占める割合（FTAカバー率）は18.67%で、韓国の約35%、米国の約38%と比較すると小さい。

（図表3）日本のEPA締結状況、EPA自由化率

相手国・地域	現 状	貿易額割合 (2010年)	自由化率(日本側)	
			貿易額ベース	品目ベース
シンガポール	2002.11 発効	-	94.70%	84.40%
メキシコ	2005.4 発効	0.86%	86.80%	86.00%
マレーシア	2006.7 発効	-	94.10%	86.80%
チリ	2007.9 発効	0.80%	90.50%	86.50%
タイ	2007.11 発効	-	91.60%	87.20%
ブルネイ	2008.7 発効	-	99.99%	84.60%
インドネシア	2008.7 発効	-	93.20%	86.60%
ASEAN	2008.12 発効	14.64%	93.20%	86.50%
フィリピン	2008.12 発効	-	91.60%	88.40%
スイス	2009.9 発効	1.04%	99.30%	85.60%
ベトナム	2009.10 発効	-	94.90%	86.50%
インド	2011.8 発効	1.11%	97.50%	86.40%
ペルー	2012.3 発効	0.22%	99.70%	87.00%
		合計 18.67%	平均 94.39%	平均 86.35%

韓国	2003.12 交渉開始	6.56%
GCC	2006.9 交渉開始	9.42%
オーストラリア	2007.4 交渉開始	4.03%
EU	2013.4 交渉開始	10.52%

（出所）外務省資料、経済産業省資料に基づき著者作成

3. アジア太平洋の地域経済統合

（1）東アジア地域の経済連携

世界の地域経済統合の動きの中で、歴史的にも統合の度合いからも最も進んでいるのは欧州地域である。1958年に発足した欧州経済共同体（EEC）は1968年に関税同盟を実現し、1992年には人、モノ、資本、サービスの自由移動を保証した欧州単一市場が形成された。さらに、1993年11月、政治統合となるEUが発足し、1999年1月には共通通貨ユーロが導入された。

1990年代には、米州地域においても地域経済統合が進んでいる。米国は、1994年、カナダ、メキシコとともに北米自由貿易協定（NAFTA）を設立し、経済規模の大きな地域

経済連携を実現している。また、南米においては、1995年に、関税同盟としてメルコスールが発足し、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラの加盟国のほか、準加盟国としてチリ、ペルー等が参加している。なお、南北アメリカ全体のF T A構想（F T A A）が提唱されているが、これは現在交渉が中断している。

（図表4）欧州、米州と東アジア地域との比較

	EU	NAFTA	東アジア	TPP
対象国数	27か国 ^{*1}	3か国	16か国 ^{*2}	12か国
人口規模	5.0億人	4.6億人	34.0億人	7.9億人
域内貿易比率 ^{*3}	63.3%	40.2%	43.2%	42.0%

- *1 現加盟国は、クロアチア(2013年加盟)を含む28か国
 - *2 ASEAN10か国、日、中、韓、豪、NZ、印
 - *3 2012年
- (出所)ジェトロ『2013年版世界貿易投資報告』等から著者作成

東アジア地域における最初の地域経済統合に向けた取組はASEANによるもので、1992年、自由貿易地域（AFTA）の実現を決定した。しかし、その他に目立った動きはなく、この地域における経済統合が強く意識されたのは、1997年のアジア通貨危機後のことである。

アジア通貨危機を契機として、地域協力の重要性を強く認識した東アジア諸国においては、ASEAN+3（日本、中国、韓国）が発足し、それ以降、毎年首脳会議、閣僚会合が開催されてきた。このASEAN+3の機会を利用して、日中韓の3か国は首脳会議を開催し、2008年には単独開催の日中韓サミットも実現している。

上記のASEAN+3を基礎に、2005年、中国の提案による東アジア自由貿易圏構想（EAFTA）の研究が開始された。また、日本の経済産業省は、2006年、ASEAN+3にインド、オーストラリア、ニュージーランドの3か国を加えたASEAN+6による東アジア包括的経済連携構想（CEPEA）を提起している。

この間、ASEANは「+6」の各国とそれぞれFTAを締結する（ASEAN+1）など、ASEANを中心とした協力ネットワークを構築し、自らが運転席に座る形をとった。政治的にも、2005年には、ASEAN+6のメンバーによる東アジア・サミット（EAS）が発足し、この地域における共同体形成において「重要な役割」を果たし得るとされた⁸。

こうした動きから、東アジア地域においては、急激に進行するグローバル化を管理・監督していくために地域協力の重要性が認識され、既に実体経済レベルでの域内統合がかなり進んできていることから、2000年代には「東アジア共同体」への呼び声が高まった。しかし、東アジア地域の各国には政治体制や経済発展段階など地域の多様性が大きく見ら

れ、また、安全保障や政治上の課題を多く抱える東アジア地域にとって米国の関与は不可欠とも考えられ、こうしたいくつかの理由から「東アジア共同体」への議論は現在停滞しており、むしろTPPを契機としたアジア太平洋における地域経済統合の動きに多くの注目が集まっている。

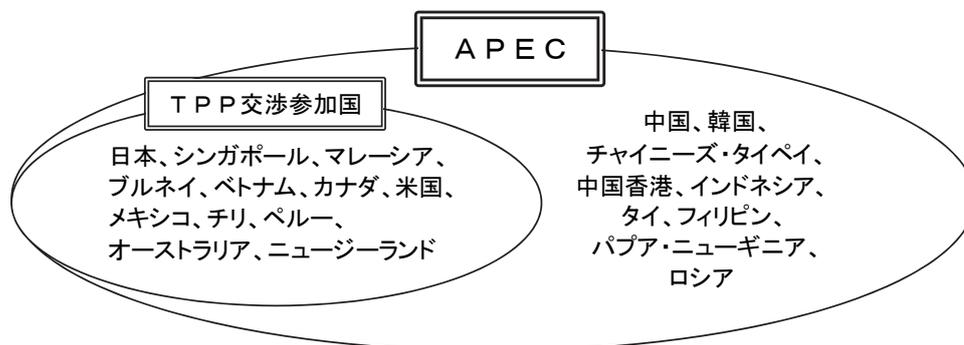
(2) アジア太平洋におけるFTAAP構想とTPP

APEC（アジア太平洋経済協力）は、1970年代後半から1980年代前半に日本とオーストラリアが協力して関わり、冷戦後の新たな国際協調の枠組みとして1989年に発足した。参加国・地域は、東アジア諸国から米国、カナダ、中南米諸国、ロシアにもわたり21か国・地域で構成されている。

アジア太平洋諸国の持つ多様性を内包するために、APECは緩やかな地域協力という性格を持っており、参加国・地域は自主性・協調性といった行動をとり、法的に拘束されず、また、域外に対しても、EUのような貿易ブロックを形成することなく、「開かれた地域主義」を標榜している。そのため、具体的で強力なイニシアティブを発揮することは難しく、1994年のボゴール宣言では貿易自由化に関する強い姿勢が示されたものの、各国の自由化の困難な分野の関税削減は進まなかった。

この間、実質的な地域協力は、上述したようにASEAN+3の主導のもと、東アジア地域において進められ、この動きは東アジア・サミットの発足にたどり着く。他方、米国は、2011年、このサミットにロシアとともに初めて参加したが、2005年の東アジア・サミット発足当初は慎重姿勢を貫いて参加しなかった。むしろ米国は、翌2006年11月のAPEC首脳会議において、FTAAP構想を推進する戦略をとるよう主張した⁹。FTAAP構想については、長期的展望として地域経済統合を促進する方法及び手段についての更なる研究を実施することとなった¹⁰。

(図表5) APECの構成とTPP交渉参加国



(出所) 著者作成

同2006年には、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの間でP4協定が物品貿易で例外品目を設けずに関税撤廃を行う自由化率の高い協定として発効していた

(1.(1)を参照)。この協定の拡大交渉に米国が参加の意思を示したことにより、TPP拡大交渉の存在意義は大きく変化した。

2008年9月のリーマン・ショック以降、米国の失業率は10%近くまで上昇し、格差も広がった。このため、オバマ大統領は2010年1月の一般教書演説で「今後5年間で輸出を倍増させ、200万人の雇用を創出する」とした「国家輸出戦略」を表明した。2009年12月にカーク通商代表が議会関係者に送った書簡には、TPPを「米国の経済回復と雇用創出に不可欠な輸出拡大のためのツール」であるとし、アジア太平洋地域の経済統合の潜在的なプラットフォームを創り出すとの展望を示している¹¹。

オバマ大統領は、2013年2月、二期目初めての一般教書演説で「TPPの交渉妥結を目指す」と明言した。また、TPPについて「輸出を増やし、成長を続けるアジアと公正な競争条件を整える」と説明している。

(3) TPP、RCEP、日中韓FTA

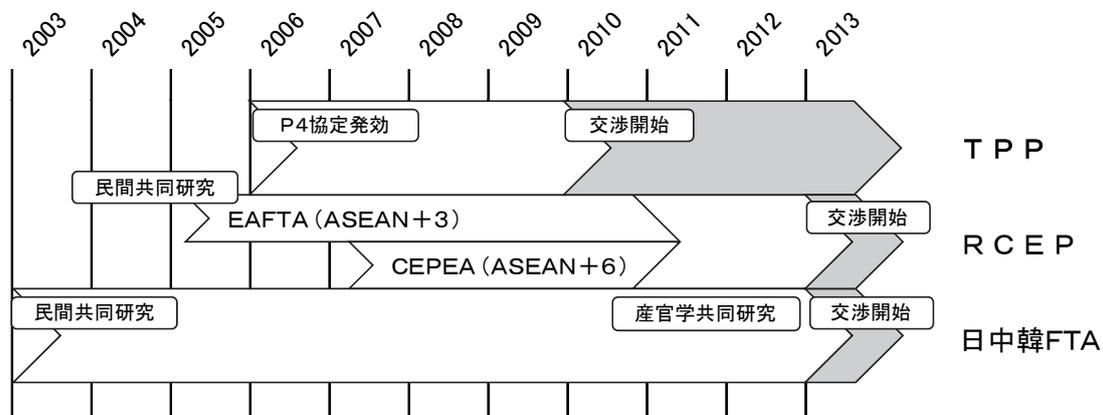
2010年11月、横浜で開催されたAPEC首脳会議においては、FTAAPの実現に向けた道筋として、ASEAN+3(EAFTA)、ASEAN+6(CEPEA)、TPP等の地域経済連携を基礎として発展させることが宣言された¹²。

翌2011年11月に米国・ハワイで開催されたAPEC首脳会議の参加に当たり、日本はTPP交渉参加の意向を表明しており(次章4.を参照)、大きな経済力を持つ日本が、TPPに対する姿勢を明確にしたことで注目された。TPPの動きと同時に、他の地域経済連携も動き始めている。

ASEANを運転席として動いていたFTA構想には、ASEAN+3によるEAFTAとASEAN+6によるCEPEAの2つが存在していたが、具体的な動きが見られなかった。ASEANの中でTPP参加国と不参加国の間に溝ができつつある中、2011年11月、日中共同提案を踏まえ、ASEANはASEANのFTAパートナー諸国(ASEAN+6のメンバー)で東アジア包括的経済連携協定(RCEP)に係る作業部会を設置し、2012年4月のASEAN首脳会議で年内の交渉開始を目指すことで合意した。同年11月、RCEP交渉の開始が宣言され、2013年5月に第1回交渉会合が開催された。

日中韓3か国は、2011年11月の日中韓サミットにおいて、日中韓FTAの早期交渉入りを確認し、また、日中韓投資協定についても合意を目指すことで一致した。そして、翌2012年3月にはこの投資協定が実質合意に至った。中国は中韓FTAについても積極的に動き、同年5月に韓国とFTA交渉の開始で合意した。中国は、これを日中韓の枠組みとは対立しないと表明し、日本の参加を促そうとした。同月に北京で開催された日中韓サミットにおいて、日中韓投資協定に署名するとともに、日中韓FTAの年内交渉開始で合意した。このFTA交渉の開始については、これに前向きな日本と中国に対し、国内に反対論を抱える韓国が先送りすることを主張したが、最終的には「年内」と期限を区切ることで合意に至った。その後、日中韓FTAの交渉会合は、2013年3月に始まり、交渉が続いている。

(図表 6) TPP と他の地域経済統合の流れ (イメージ)



(出所) 各種資料に基づき著者作成

4. 日本のTPP交渉参加までの経緯

日本においてTPPが政策上、具体的に言及されたのは、菅総理の2010年10月1日の所信表明演説においてであり、菅総理は、「TPP交渉等への参加を検討し」、「国を開き、具体的な交渉を一步でも進めたい」と表明した¹³。

それまで日本では、2009年9月に民主党・鳩山内閣が発足し、鳩山総理が表明した「東アジア共同体」構想が論議を呼んでいた。鳩山総理は、この構想を日米同盟と何ら矛盾するものではないと説明したが、米国からは普天間移設問題などの諸問題とともに懸案事項とされ、アジアからの「米国外し」であると認識された。

そのため、2010年6月に発足した菅内閣においては、日米同盟を立て直す必要性が強く意識された。また、米国はこのとき既にTPPに関心を向けており、逆に日米FTAには関心を示していないなどの状況もあり、その中で上述の所信表明があった。

しかし、日本におけるTPP参加の是非をめぐる議論が加熱したため、菅内閣は即座にTPPに参加する決断が下せなかった。菅総理は2010年11月の横浜APECにおいて、TPPへの交渉参加に向けて「情報収集も含めて関係国との協議を開始する」と表明するにとどまった。そして、菅内閣はその後の東日本大震災への対応に力を傾注することとなり、TPP交渉参加の決断は、事実上、先送りされた。

実際にTPP交渉参加の意向を表明し、関係国との協議を開始したのは次の野田総理であり、2011年11月11日、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることにした」と記者会見で明言した。ただし実際には、野田総理は2012年4月の日米首脳会談を前にTPP交渉参加の正式表明を事実上見送ることを示唆し、首脳会談では、TPP交渉参加の意向は変わっていないことをオバマ大統領に伝えるにとどまった。

当時、民主党政権では、野田総理がTPP交渉参加の意向を表明して以来、党内議論が重ねられていた。民主党内の会議では、慎重な議論を重ねるよう主張する声もあり、党内の議論は2012年の夏まで続いたが、8月30日、同党の経済連携プロジェクトチームはT

TPPへの意見集約を見送ることを決定した¹⁴。2012年11月16日に衆議院を解散した野田総理にとって、11月20日のプノンペンにおけるASEAN会議の折に開催された日米首脳会談は、TPP参加を決断できる衆院選前の最後の機会となったが、TPPへの参加表明は見送られた。

(図表7) 日本のTPP交渉参加までの経緯

2010年10月1日	・菅総理が所信表明演説で「TPP交渉等への参加を検討」と表明
2010年11月14日	・菅総理が横浜APECで「情報収集も含めて関係国との協議を開始する」と言及
2011年11月11日	・野田総理が記者会見で「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることにした」と表明
2012年1月～2月	・交渉参加9か国と事前協議
2012年4月30日	・オバマ大統領が日米首脳会談で「自動車、保険、牛肉について関心」と表明
2013年2月22日	・日米首脳会談で「共同声明」を发出
2013年3月15日	・安倍総理が記者会見でTPP交渉への参加を表明
2013年4月12日	・米国との間で事前協議が終結
2013年7月23日	・TPP第18回交渉会合の途中から参加

(出所) 各種資料に基づき著者作成

衆院選で勝利した自民党においても、TPPについて党内に賛成意見と反対意見が混在している事情は、民主党と同じであった。自民党は衆院選において、『聖域なき関税撤廃』を前提にする限り、TPP交渉参加に反対する」との公約を掲げ、これに加え、選挙のための政策集においては、「自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない、国民皆保険制度を守る、食の安全基準を守る、国の主権を損なうISD条項は合意しない、政府調達・金融サービス等は我が国の特性を踏まえる」と明記した。政権交代後、安倍総理はTPP交渉参加について、第183回国会冒頭の代表質問において、「交渉参加の是非の判断時期については、現時点では決めていない」と答弁していた¹⁵。

TPP交渉参加については、アジア太平洋における自由貿易圏の創出という観点から日米同盟の文脈においても関心が高まっており、内閣発足後、最初の日米首脳会談が焦点となった。安倍総理は首脳会談を前にして『聖域なき関税撤廃』を前提とするのかどうか、私自身が確認する必要がある」とし、「(首脳会談で) その感触を得ることができるかは極めて重要なポイントである」と述べていた¹⁶。

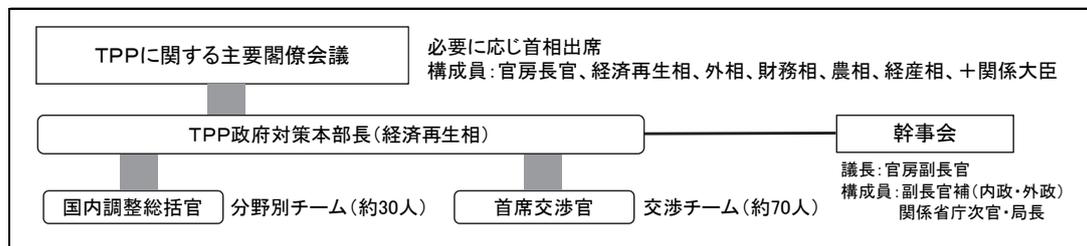
実際に2013年2月22日に開催された日米首脳会談においては、安倍総理が衆院選の公約と自民党の5つの判断基準をオバマ大統領に説明し、会談後に共同声明が发出され、「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識」しつつ、「TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないこと」が確認された。これを受けて安倍総理は、『聖域なき関税撤廃』を前提としていないと確信した」との認識を示した¹⁷。

3月15日、安倍総理は記者会見を行いTPP交渉への参加を表明した。その後、4月12日、米国との間で日本のTPP交渉参加に向けた事前協議が終結したため、我が国は7

月 23 日、マレーシアにおける T P P 第 18 回交渉会合の途中から参加することとなった。なお、7 月 21 日の参院選において自民党は、その政策集に「重要 5 品目」として、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物を聖域として掲げ、それが確保できない場合は、脱退も辞さないとした。

国内においては、T P P 交渉に臨むための体制が固められ、3 月 22 日、安倍総理の下で初の関係閣僚会議が開催され、甘利 T P P 担当大臣を本部長とする T P P 政府対策本部が新設された。対策本部には、与党、省庁、業界団体等を調整する国内調整総括官と、他国との交渉を担う首席交渉官を設置し、その下にそれぞれ国内調整チーム約 30 人、交渉チーム約 70 人、計 100 人規模の各省横断の人員が配置された。

(図表 8) T P P 政府対策本部



(出所) 内閣官房資料、報道等に基づき著作作成

実際に、我が国政府は交渉に参加しているが、T P P 交渉においては「秘密保持契約」を結び、情報の管理が徹底されている。各国が結ぶ秘密保持契約の内容は、そのモデルが公開されており、①テキストや提案などは参加国が同意しない限り秘密とし、②政府関係者と知らされる必要のある者のみ情報が提供され、③協定発効後、4 年間公開しない等となっている¹⁸。

5. T P P 交渉の経緯

(1) 交渉の経緯

2010 年 3 月に米国を含む 8 か国により交渉が開始されて以来、T P P 交渉はこれまで 19 回行われている。交渉参加国は当初 2011 年 11 月の米国・ハワイにおける A P E C 首脳会議の時点での交渉妥結を目指していたが、T P P の大まかな骨格となる「T P P の輪郭」¹⁹ が示されるにとどまった。このため、2012 年中の妥結を改めて目指すこととしたが²⁰、2012 年 9 月、ロシア・ウラジオストクの A P E C 首脳会議において更なる作業の必要性が明らかとなり、同年中の妥結も事実上断念された²¹。2012 年 12 月の T P P 第 15 回交渉会合の時点では、2013 年中の妥結に向けて進展を図ることが目標とされた²²。

米国オバマ政権が T P P 交渉の 2013 年内妥結を急ぐ背景には、輸出による経済成長を公約に掲げ、2014 年 11 月の中間選挙よりも前に目に見える実績を示したい事情があるとされる。このため、2013 年 10 月のインドネシア・バリにおける A P E C 首脳会議に際し

でのTPP首脳会合で、交渉の妥結に向けた具体的な道筋を示す「大筋合意」を記す首脳声明を発し、年内妥結に向けた取組を加速させようとしていた。しかし、米国は2014会計年度予算の不成立による連邦政府機能の一部停止などへの対応により、APEC首脳会議やTPP首脳会合への出席を見送る事態となった。10月8日に採択されたTPP首脳声明には「年内妥結に向け残された課題の解決に取り組む」ことが記され、年内妥結の目標は確認されたものの、「大筋合意」の文言は記されず、米国とマレーシアやベトナムのような新興国との間で調整が難航する知的財産、国有企業の優遇、環境規制等の問題の解決は先送りされた。

(図表9) TPP交渉の経緯

第1回会合	2010年3月	オーストラリア	第11回会合	2012年3月	オーストラリア
		・P4、米国、豪州、ベトナムが交渉開始	第12回会合	2012年5月	米国
第2回会合	2010年6月	米国	閣僚会合	2012年6月	ロシア(APEC)
第3回会合	2010年10月	ブルネイ	第13回会合	2012年7月	米国
		・マレーシアが新規参加	閣僚会合	2012年9月	ロシア(APEC)
首脳会合	2010年11月	日本(APEC)	第14回会合	2012年9月	米国
第4回会合	2010年12月	ニュージーランド	第15回会合	2012年12月	ニュージーランド
		・交渉分野に「分野横断的事項」を追加			・メキシコ、カナダが新規参加
第5回会合	2011年2月	チリ	第16回会合	2013年3月	シンガポール
第6回会合	2011年3月	シンガポール	閣僚会合	2013年4月	インドネシア(APEC)
閣僚会合	2011年5月	米国(APEC)	第17回会合	2013年5月	ペルー
第7回会合	2011年6月	ベトナム	第18回会合	2013年7月	マレーシア
第8回会合	2011年9月	米国			・日本が新規参加
第9回会合	2011年10月	ペルー	閣僚会合	2013年8月	ブルネイ
首脳会合	2011年11月	米国(APEC)	第19回会合	2013年8月	ブルネイ
		・「TPPの輪郭」に合意	閣僚会合	2013年10月	インドネシア(APEC)
第10回会合	2011年12月	マレーシア	首脳会合	2013年10月	インドネシア(APEC)

(出所) 外務省資料、ジェトロ資料に基づき著者作成

(2) TPP交渉への参加と日米二国間協議

2012年1月に開始されたTPP交渉への参加に向けた日本と米国など関係国との事前協議において、米国は牛肉、自動車、保険の3分野における市場開放や規制緩和等を求めており、米国産牛肉の輸入規制は2013年2月1日に緩和された。

日本のTPP交渉への参加を方向付けた2月22日の日米首脳会談においては、日米両政府は自動車や保険に残る懸案事項やその他の非関税措置に対処していくこととされた。3月15日、安倍総理が交渉参加の意思を表明した後、4月12日に日米の事前協議は終了した。日米はTPP交渉と並行して保険、投資等9分野の非関税措置に係る協議を行うこととした。また、自動車の流通、基準等に関する交渉を行うとともに、米国は輸入日本車に対する関税を維持し、TPP交渉における最も長い期間をかけて段階的に引き下げられかつ最大限に後ろ倒しされることが確認された²³。輸入日本車への関税が当面維持されることについて、甘利経済再生担当大臣は同日の記者会見で、「もうちょっとという気持ちもなきにしもあらずだが、許容範囲ではないか」と述べている²⁴。

日米の二国間協議はその後2回の会合が開催されている。農産品を守ろうとして、米国が長年訴え続けてきた自動車や保険の市場開放要求が再び突き付けられ、協議の結果次第ではTPP交渉参加への高い代償が支払わされかねないとの指摘もなされている。

6. TPPの21の交渉分野

(1) 物品市場アクセス(農業、繊維・衣料品、工業)			
(2) 原産地規則	(3) 貿易円滑化	(4) SPS (衛生植物検疫)	(5) TBT (貿易の技術的障害)
(6) 貿易救済 (セーフガード等)	(7) 政府調達	(8) 知的財産	(9) 競争政策
(10) サービス (越境サービス)	(11) サービス (一時的入国)	(12) サービス (金融サービス)	(13) サービス (電気通信)
(14) 電子商取引	(15) 投資	(16) 環境	(17) 労働
(18) 制度的事項	(19) 紛争解決	(20) 協力	(21) 分野横断的事項

(1) 物品市場アクセス (農業、繊維・衣料品、工業)

物品貿易の自由化約束は、相手国産品に対する関税を協定発効時に即時撤廃することや、一定年数をかけて段階的に撤廃すること等により規定される。

TPPの前身であるP4協定においては、ブルネイが宗教上、人の健康、安全保障上の理由から酒類、タバコ、小火器について関税撤廃からの除外を認められたが、他の国は全ての産品について即時又は一定期間内に関税を撤廃することを約束し、自由化率(10年以内に関税を撤廃する品目の割合)は100%に近い。米韓FTAなど交渉参加国が締結済みのFTAも高い自由化率を達成しているものが多い²⁵。

TPP交渉においては、全ての品目を自由化交渉のテーブルに乗せ、これらのFTAの自由化水準を上回る自由化を目指した交渉が行われている。センシティブな品目(当該国にとって重要であり、かつ輸入の急増により悪影響を受けるおそれの高い品目)についても、例外(関税の撤廃・削減の対象としない)や再協議(扱いを将来の交渉に先送りする)は原則として認めず、10年以上の長期間を含めた撤廃が基本とされている。交渉は、農業、繊維・衣料品、工業の3つの部会で進められ、条文案もこれら3分野ごとに作られるとされている。

また、関税撤廃・引下げの交渉は、参加国の意見の相違により、2つの方式が併存する形で進められている(下記ウを参照)。このほか、物品の貿易に関する規定として、WTO

の規律に沿った輸出数量制限、輸出税や輸出補助金の原則禁止に加え、食料需給情報の共有等に関するルール作りが議論されている。

ア 交渉が難航する品目

関税の撤廃・引下げ交渉は、自動車、繊維・衣料品、コメ、肉類、小麦、乳製品、砂糖などの品目で難航していると伝えられる（図表 10 を参照）。

（図表 10）関税撤廃・引下げ交渉の各国の主張

	開放を要求	保護を主張
自動車	日本	米国、豪州
繊維・衣料品	米国	ベトナム
コメ、肉類、小麦	米国、豪州、カナダ、NZ	日本
乳製品	豪州、NZ	日本、米国
砂糖	豪州	米国、日本

（出所）報道等に基づき著者作成

ただし、交渉に臨む各国の姿勢は単純ではなく、例えば、乳製品について米国は、乳業協同組合が牛乳の 90%を扱うニュージーランドから自国製品を保護するよう求める一方で、カナダに対しては市場を自由化するよう求めている。乳製品に高い関税を維持しているカナダやメキシコが T P P 交渉に参加したことで、交渉は複雑化している。

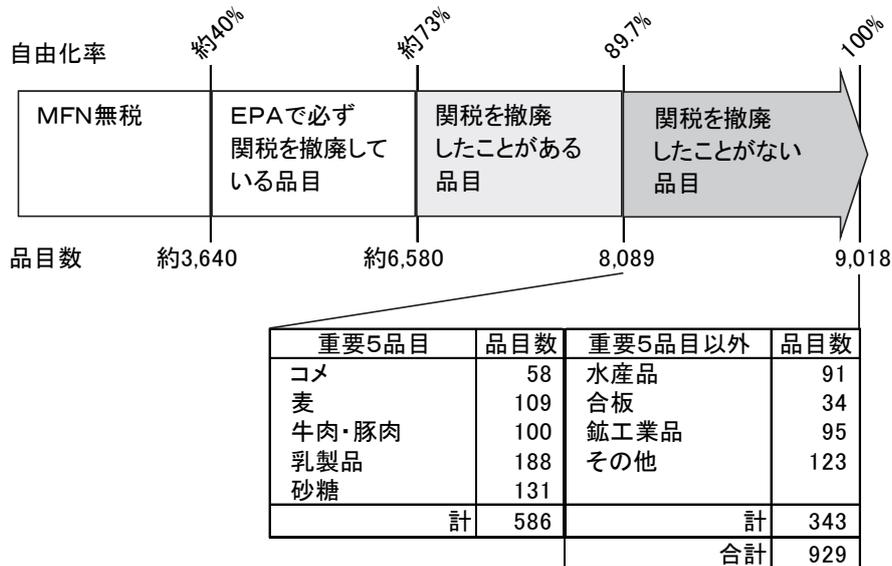
イ 日本の重要品目と自由化率

日本がこれまで締結してきた E P A の自由化率は、貿易額ベースではほぼ全ての F T A で 90%を超えているが、品目ベースでは平均 86.35%にとどまり、P 4 協定や米国の既存の F T A と比べて低い（図表 3 を参照）。日本の貿易品目 9,018 のうち、コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖の重要 5 品目は 586（6.5%）を占め、90%台後半から 100%に近い自由化率を目指すとする T P P 交渉において、全ての除外が認められるのは非現実的との見方が示されている（図表 11 を参照）。

ウ 関税撤廃・引下げの交渉方式

関税撤廃・引下げの交渉方式について、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールは、交渉参加国全体が統一して協議し、決まった関税撤廃の方式を既存の F T A に適用するよう求め（マルチ方式）、他方、米国は既存の F T A を残し、F T A 未締結国との間でのみ関税撤廃・引下げの交渉を行うよう主張している（バイ方式）。2010 年 6 月には既存の F T A を T P P と併存させることで合意し、2つの方式による交渉も併存している。このため、米国はブルネイ、マレーシア、ベトナム、ニュージーランド、日本と二国間の関税撤廃交渉をそれぞれ行っている。

(図表 11) 日本の重要品目と自由化率



(出所) 外務省資料、報道等に基づき著者作成

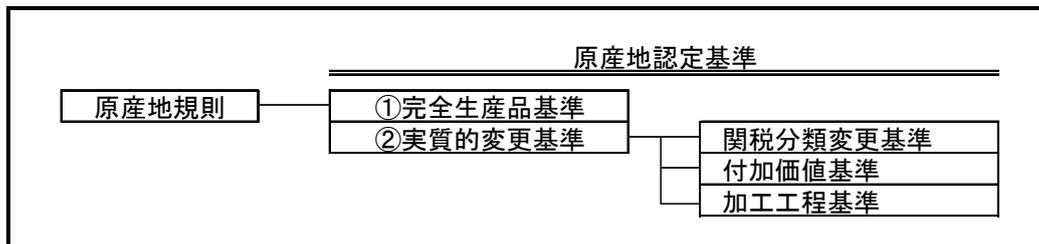
(2) 原産地規則

原産地規則とは、国際的に取引される物品の国籍を判定するためのルールであり、①特惠分野（F T Aに基づく関税の撤廃・引下げを行うため加盟国原産と認める場合等）と、②非特惠分野（数量制限等を行うため対象物品の輸出国を特定する場合等）に適用されるものと大別される。現在、国際的に共通する十分に整備されたルールはないが、②についての規律を定めるW T O原産地規則協定の下で、現在その調和作業が進められている。

T P Pを始めとするF T Aの原産地規則は一般的に、原産地規則と原産地証明手続から構成される。原産地規則は、原産地を認定する原産地認定基準、原産資格の認定を容易にするための救済規定、第三国からの迂回輸入防止規定から成る。

これらのうち、原産地認定基準には、①農産品や鉱物など締約国域内で完全に生産される完全生産品基準、②第三国からの輸入原材料が用いられる場合に、原産資格を付与するに十分な「実質的な生産・加工作業」の内容を定める実質的変更基準が挙げられる。②は関税番号変更の有無により判断する関税分類変更基準（上位少数桁の分類番号変更が求められるほど原産地認定の困難度が高い）、調達・生産・加工等の作業に伴い形成された付加価値を価額換算し、一定の基準値を超えた場合に原産資格を与える付加価値基準、物品に一定の加工を行った国に付与する加工工程基準が一般的である。なお、通常のF T Aにおいては、これら3つの基準による認定方法を詳細に規定し、「品目別規則」により個々の品目ごとの具体的なルールを3つの基準を用いて記すのが一般的である。

(図表 12) 原産地認定基準



(出所) 経済産業省通商政策局編『2013年版不正貿易報告書』に基づき著者作成

また、救済規定の一つに、F T A相手国原産の部品・材料を輸入し、他の製品の生産に使用する場合、これらを自国の原産品とみなす「累積規定」がある。さらに、第三国からの迂回輸入を防止するため、軽微な加工（原産資格を与えない）や物流等の事情でF T A締約国以外の第三国へ寄港した場合（原産資格を失わない）に係る規定が定められる。

P 4協定の規定は、関税分類変更基準と付加価値基準（45%以上）を原則とし、締約国の原材料と最終工程の付加価値との合計が45%を超える場合に当該国原産とみなす輸向け加工の特則が設けられている。他方、N A F T Aや米韓F T Aも、関税分類変更基準と付加価値基準を原則とするが、自動車についてはより詳細なルールを設け、繊維製品については、関税分類変更や域内で縫製その他加工が行われても、原糸が域内産でない限り域内原産と認めない「原糸規則（ヤーンフォワード・ルール）」を採用している。

この繊維製品の原産地規則をめぐる、米国政府は、中国製の糸を使用したベトナム製繊維製品の輸入急増が自国の繊維産業に及ぼす影響を懸念し、厳格な原糸規則を採用するよう求め、メキシコやペルーがこれを支持している。他方、ベトナム、マレーシア、米国の衣料小売チェーンやアウトドア産業などは、第三国の原料を使った製品もT P P域内産品と認めるより緩やかな基準を採用するよう求めている²⁶。

また、原産地規則における累積制度も議論されている。例えば、締約国Aの国内で製造した高度な部品を用いた製品を締約国Bで組み立て、製品全体の付加価値の一定割合を満たした場合、T P P域内産品と認められ、締約国Cによる関税の撤廃・引下げを受けられることとなる。関税を段階的に引き下げる物品について累積をいつの時点から認めるか、対象産品をどこまで認めるか等の問題もあるが、2013年8月の第19回交渉会合では、工業製品について累積原産地制度を認めることが基本合意されたと伝えられる²⁷。

(3) 貿易円滑化

F T Aでは貿易円滑化あるいは税関手続に関する章を設け、関税関係法令の公表・情報提供、国際基準への調和、通関手続の電子化などを規定するとともに、締約国の税関当局の協力や情報交換などを定めるものが多い。貿易円滑化について規定する多数国間条約には、関税協力理事会（WCO）の下で1973年に採択された「税関手続の簡素化及び調和に関する国際規約（京都規約）」があり、2006年には改正規約が発効している。また、貿易

円滑化はWTOドーハラウンド交渉やAPECにおいても取り上げられている。

P4協定の規定をもとに、TPP交渉では、関税関係法令の公表による貿易手続の透明性向上、税関手続の電子化等による貿易手続の簡素化・迅速化、輸入予定の貨物の関税分類や関税率等に関する事前教示制度、輸入関係行政機関への申請を一つの窓口から行えるよう関係機関のシステムを相互接続するシングルウィンドウ化等が議論されている。このほか、関税法令違反を取り締まるための税関当局間の情報提供などの扱いも指摘される²⁸。

(4) SPS (衛生植物検疫)

国際間の貿易に際し、食品衛生に必要な措置や動植物の持つ病気などから、人、動植物の生命又は健康を保護するために必要な措置(衛生植物検疫措置)が必要となる。しかし、この措置が濫用されれば、非関税障壁として自由貿易を阻害する要因にもなり得る。

WTOには、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」が存在し、食品添加物や残留農薬から生じるリスクからの保護措置(食品衛生)、動植物に有害な生物からの保護措置(動物検疫、植物検疫)等について、加盟国がその措置を採る権利を有することが規定されている。ただし、貿易に対する悪影響を最小限にするため、その措置が必要な限度において、かつ、科学的な原則に基づくことを確保する義務を負う。また、加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと、国際貿易に対する偽装した制限となるように適用しないことが求められている。各加盟国は、国際的な調和を図るため、国際基準に基づくことが要求されるが、科学的に正当な理由がある場合などは、国際基準よりも厳格な措置を採ることができる。

日本が締結したEPAでは、スイス、ベトナム、ASEAN、マレーシア、インド、チリ、メキシコ、ペルーとのEPAに、上記のSPS協定上の権利及び義務を適用することが確認されている。P4協定においては、SPS協定上の権利及び義務が再確認され、衛生植物検疫措置に関する協力について規定されている。

TPP交渉では、SPS協定の権利及び義務を強化し、発展させることが既に合意されている(2011年11月、「TPPの輪郭」)。その中には、輸出国と輸入国の衛生植物検疫措置が異なる場合でも適切な保護水準が達成されることが証明されれば輸入国が同等の措置と認めること(同等性)、輸出国の病害虫の無発生地域などの状況に応じた調整(地域主義)、透明性の確保、協力等が含まれる。

食品添加物や残留農薬などの国内における設定については、SPS協定において、その手続が不当に遅延することなく、かつ、輸入産品が同種の国内産品よりも不利でない方法で行われることと規定されている。米国は、例えば「衛生植物検疫措置報告書(2013年)」の日本の項目の中で、食品添加物の認可プロセスが長引いていることや防かび剤の二重認可等を指摘している²⁹。

(5) TBT (貿易の技術的障害)

製品に求められる技術的基準や規格は、各国においてその気候や地理的な条件、技術上の条件等によって要求が異なる場合がある。しかし、こうした技術的基準や規格が国際貿

易の中で保護主義的に濫用された場合、非関税障壁として自由貿易が阻害される可能性があり、こうした不必要な障害がもたらされないことを確保する必要がある。

このため、正当な目的の達成のために、製品の技術的基準や規格について、国際規格を基礎として不必要な障害を回避することを定めた「貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）」がWTOに存在する。

TBT協定は、SPS協定や政府調達協定の対象以外の工業品及び農産品を含めた全ての産品に適用される。TBT協定においては、産品のサイズ、機能、安全基準等のほか、販売要件（ラベル、包装など）、生産工程などについて、国が法令遵守を義務としている「強制規格」と、義務とされない「任意規格」があり、その規格に製品が適合しているか確認する技術的な手続を「適合性評価手続」という。

日本が締結したEPAでは、スイス、ベトナム、ASEAN、マレーシア、インド、チリ、メキシコ、ペルーとのEPAで上記のTBT協定上の権利及び義務が再確認され、また、シンガポール、タイ、フィリピンとのEPAではTBT協定で奨励されている「相互承認」の規定がある。

P4協定においては、TBT協定上の権利及び義務が再確認され、この分野に関する協力について規定されており、米国が締結しているNAFTAにおいても、TBT協定とほぼ同様の内容が規定されている。

ただし、米韓FTAにおいては、自動車に関して、TBT協定の範囲内で国際貿易に不必要な障害をもたらす強制規格が制定されないよう確保することが明記された。また、自動車作業部会が設置され、必要に応じて専門家や利害関係者の参加があり得る、あるいは作業部会が助言を求めることがあると規定されている³⁰。

（6）貿易救済（セーフガード等）

貿易救済措置とは一般的に、セーフガード、アンチ・ダンピング措置、補助金相殺関税を指す。FTAでは、貿易救済措置の域内相互不適用やWTO協定を上回るアンチ・ダンピング措置への規律を設けることが多い。

ア セーフガード

セーフガードとは、国内産業に重大な損害等を与え又は与えるおそれがあるような輸入数量の増加に対し、輸入国政府が発動する関税引上げや輸入数量制限の緊急措置をいう。こうした緊急措置は、GATT第19条やWTOセーフガード協定により認められ、発動に際しては、補償の提供や相手国の対抗措置を受認することが求められる。

多くのFTAは、FTAに基づく関税の撤廃・引下げの結果として相手国産品の輸入が急増し、国内産業に重大な損害が生じ又は生じるおそれが発生した場合に、関税撤廃・引下げの約束を一時的に撤回し、GATTの最恵国関税に戻すことを認める規定を設けている。FTA交渉時に予見し難かった事情であることは要求されず、関税上の措置だけが認められ、関税の引上げ幅が制限されていることがWTOセーフガード協定と異なる。

TPP交渉においては、発動可能な期限を対象品目の関税が撤廃されるまでの期間に

限るか否か、WTO協定の一般セーフガードを基礎とするかTPP締約国間でのみ適用されるセーフガードを認めるか否か、関税撤廃に10年超の期間を要するセンシティブ品目を対象にしたセーフガードの扱い等が議論されている模様である。

イ アンチ・ダンピング措置／補助金相殺関税

ダンピングとは、ある商品の輸出向け価格が、その商品の国内向け販売より安い価格で行われることをいい、国内産業が損害を被った輸入国は、輸出国国内向け販売価格と輸出向け販売価格との差を上限とする関税（アンチ・ダンピング税）を賦課することができる。補償の提供や相手国による対抗措置の受認が求められないため、その濫用を防ぐための規律が、GATT第6条やWTOアンチ・ダンピング協定に設けられている。

補助金相殺関税とは、輸出国の補助金による商品の価格押下げにより国内産業に損害を受けた輸入国に対し、特別関税である相殺関税の賦課を認めるもので、GATT第6条やWTO補助金・相殺関税協定に規定が設けられている。

FTAにおけるアンチ・ダンピング関連規定は、①WTOアンチ・ダンピング協定の権利・義務を確認するもの、②同協定よりも規律を強化するもの、③締約国間で同協定の不適用を規定するものに分けられる。「TPPの輪郭」（2011年11月）においては、WTO協定の権利と義務の確認が合意された。しかし、アンチ・ダンピング手続の透明性や調査についてWTO協定以上の規律を設けるか否か等については意見の相違があるとされる。

（7）政府調達

政府調達とは、各国の中央政府や地方政府その他の公的機関による物品やサービスの調達をいう。政府調達が各国経済に占める割合は、一般にGDPの1割程度といわれており、国家安全保障、中小企業・地域産業の振興、高度技術産業の育成等のため、各国は国内産品を優遇する政策を採用してきた。そのため、①入札に外国企業を参加させない、②国内産品を一定割合使用する供給者に対して入札価格に競争上の優遇を与える、③応札者に対して国内産業の振興を図る観点から事前に様々な条件を課する等の措置が採られることが多い。

しかし、こうした措置が国際貿易を歪曲する可能性や経済のソフト化・サービス化の進展による世界経済への影響は無視できず、GATTは1970年代末、政府調達に内外無差別等の規律を設けた。また、WTOの下に設けられた政府調達協定（GPA）は、中央政府に加え新たに地方政府や政府機関を対象機関とし、物品のみならずサービスの調達についても、内国民待遇と最恵国待遇、入札手続、供給者の資格、加盟国による苦情申立制度の整備、適用除外等の規定を設けている。締約国は協定の付表により、①協定の適用対象政府機関（中央政府、地方政府、その他の公共機関）の範囲、②適用の最低基準額を約束する。2012年には同協定の改正議定書が採択され、協定の適用対象機関やサービスの範囲の拡大、開発途上国の協定加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等が定められた。

GPAは、WTO協定上一括受諾の対象ではなく、締約国間のみで効力を有する複数国

間貿易協定であり、締約国は先進国を中心に43か国（TPP交渉参加国では、米国、カナダ、日本、シンガポールのみ）が締約国であるにとどまる。このため、FTAに政府調達に関する規定を設けることには、GPAの締約国でない国に対して政府調達市場の自由化を求める意義、GPA締約国との間でも対象機関の拡大や対象基準額の引下げにより自由化を更に進める意義等がある。実際にP4協定は、GPA非加盟国であるニュージーランド、チリ、ブルネイに政府調達市場の開放を求め、GPA加盟国シンガポールにGPAの下で約束した対象基準額を引き下げさせる結果をもたらした。

TPP交渉においては、①自由化の水準（GPA並みかそれを上回る水準か）、②基準額（物品、サービス、建設サービスに区分）、③入札公告における外国語の使用（GPAは英語の概要の告示を要求）が議論されている。「TPPの輪郭」（2011年11月）は、調達の基本原則や手続が合意され、特定の義務について検討が進められているとし、経過的な措置を通じた途上国の政府調達市場の開放の促進、全ての参加国による同等の対象範囲を目指していると記している。

（8）知的財産

世界経済のグローバル化に伴う企業間の競争の中で、模倣品・海賊版などから自社のブランドや技術開発の成果を保護するため、また、その収益を確保するためにも、1980年代以降、知的財産権の保護に関する国際ルールの必要性が主張された。一般に先進国は上記の理由により知的財産権の保護に積極的であり、その取締りを要求し、逆に途上国は先進国による独占と経済支配を懸念し、保護の水準を低く設定する傾向がある。

知的財産権の国際的な保護のため、既存の国際社会におけるルールには、世界知的所有権機関（WIPO）の諸条約やWTOの「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」があり、TRIPS協定についてはWTO物品貿易協定等とともにこれを一括受諾する必要がある。

TRIPS協定は、①著作権等（著作権の保護期間は「少なくとも50年」）、②商標（「視覚で認識できること」が登録の条件）、③地理的表示、④意匠、⑤特許（猶予期間の規定なし）、⑥集積回路の回路配置、⑦開示されていない情報（医薬品・農業用化学品のデータ保護について保護期間の規定なし）、についての権利保護や執行の枠組み、紛争解決手続などを包括的に規定している。

TPP交渉では、このTRIPS協定の保護の水準や範囲をどの程度上回るものとするか（TRIPSプラス）が議論されている。米国を中心としてFTAの知的財産章の中でTRIPSプラスを盛り込んでいるが、ニュージーランド、ブルネイ、マレーシア、ベトナムはTRIPSプラスを含むFTAを締結していない³¹。

著作権の保護期間については、米国は「作者の死後70年間」、日本は「作者の死後50年間」としている（**図表13**を参照）。米国ではミッキーマウスなどキャラクターとしての著作物が産業と結びつき、継続投資が行われてその価値が再生産されている例があるため、より長い保護期間を求めているが、他方、保護期間の延長は二次創作などによる将来の文化的発展の機会を失わせることにもなる。

(図表 13) T P P 交渉参加国の著作権保護期間

(作者の死後)

50年	日本、NZ、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、カナダ
70年	米国、豪州、シンガポール、チリ、ペルー
100年	メキシコ

(出所)『朝日新聞』(2013. 8. 31)に基づき著者作成

医薬品へのアクセスについては、T R I P S 協定において物質特許の保護が明記されたため、医薬品等の特許を認めていなかった加盟国は経過期間中に法整備が必要となった。ただし、2001年11月、H I V や結核等の感染症治療薬へのアクセスを確保し、知的財産権と公衆衛生の調和を図る「ドーハ宣言」が採択され、法整備のための経過期間は2016年まで延長されている。医薬品の特許保護期間は、後発薬(ジェネリック)の普及に影響する。T R I P S 協定における特許の保護期間は「出願日から20年」とされているが(日本は原則20年、最長25年)、医薬品・農業用化学品のデータ保護について保護期間の規定はない(日本は医薬品について実質8年、農業化学品について15年)。

権利消尽については、これが認められれば、商品の適法な販売によって知的財産権が消尽したとして、並行輸入で販売することが可能となる。T R I P S 協定では知的財産権の消尽について取り扱っていない。

また、近年の模倣品・海賊版による被害の増大やデジタル技術の発達等によるその手口の巧妙化に対処するため、T R I P S 協定では対処しきれない知的財産権の執行(エンフォースメント)について効果的な枠組みを定める「偽造品の取引の防止に関する協定(A C T A)」が成立し、2012年10月、日本が最初の締約国となった。知的財産権の執行については、これまでに日スイスE P A において、先進国同士の協定としてT R I P S 協定を超える規定が盛り込まれている。

(9) 競争政策

競争政策とは市場メカニズムが正しく機能していれば、事業者間の競争によって消費者の利益が確保されるという考え方に基づいて競争を維持・促進する政策をいう。この政策は競争法(独占禁止法)や政府による規制改革等により実現される。

W T O においては1996年以降、「貿易と投資」、「貿易円滑化」と併せて「貿易と競争政策」について調査・検討が行われてきた。関税引下げにより得られた貿易自由化の効果が国際的な反競争行為により歪曲されるとの考え方に基づくものであるが、カンクン閣僚会合後に検討は凍結されている。一方、1990年代から先進国は、独占禁止法の域外適用による衝突や同一事案に対する法適用の矛盾を回避するため、二国間協定を締結し、こうした観点からの議論が経済協力開発機構(O E C D)やアジア太平洋経済協力(A P E C)に

においても継続されている。

F T Aが競争政策に関する章を設ける場合、競争法に関する二国間の協力・共助が定められる。P 4 協定では、①反競争的ビジネス行為を禁止する競争法の採用・維持、②反競争的な取決め、競争者により申し合わされた慣行、独占的な地位の濫用への注意、③競争法の全ての商業活動への適用原則と適用除外措置・分野の設定などが規定されている。適用除外分野には、ニュージーランドの薬品管理局、シンガポールの郵便サービスや上下水道等が挙げられる。また、締約国は公的企業や指定独占企業について、自国の法律に従い独占を指定・維持できるが、協定発効後に財・サービス貿易を歪曲する措置を採ることはできず、公私の独占企業も業務の遂行を妨げない限りで競争法に服させなければならない。

T P P交渉では、P 4 協定や米豪F T Aなどに含まれる競争法の原則、競争法の執行と競争政策執行当局間の協力、公的企業や指定独占企業に対する規律が議論の中心とされ、「T P Pの輪郭」(2011年11月)は、競争法と競争当局の設置・維持、競争法施行における手続の公平性・透明性、消費者保護、私的訴権、協力等の条文案に大きな前進があったとしている。

米国のビジネス界は、国家企業を国有企業と定義し、反競争的行為の禁止や国による支援の制限を通じ、民間企業との対等な競争条件や透明性を確保するよう求めている。T P P交渉に参加するベトナムでは、市場経済体制への移行期にあり国有企業のプレゼンスが大きい、中国を念頭に置いた米国のT P Pルール作りとの見方も示されている³²。

(10) サービス (越境サービス)

サービス貿易とは、金融、運輸、通信、建設、流通等のサービスの国際取引をいう。サービス貿易の自由化は、サービス貿易の特定の分野や貿易形態(モード)について、市場アクセスを妨げる様々な国内規制・措置を取り除くことにより行われる。

W T Oサービス貿易協定(G A T S)は155業種のサービスを4つのモードに分類し、サービス貿易の自由化を図っている。4つのモードとは、①越境取引、②国外消費、③商業拠点、④人の移動をいう(図表14を参照)。政府の権限の行使として提供されるサービスはG A T Sの対象ではなく、政府調達にはG A T Sの主要な規定が適用されない。

(図表14) サービス貿易の4つのモード

モード	内容	例
①越境取引	A国の領域からB国の領域への提供	海外在住の弁護士から電話で法務アドバイスを受ける
②国外消費	A国の領域におけるB国のサービス消費者への提供	観光客や海外出張者による現地消費
③商業拠点	A国の提供者によるB国の領域における商業拠点を通じた提供	海外支店を通じた金融サービス
④人の移動	A国の提供者によるB国の領域内における自然人を通じての提供	外国アーティストの招へい

(出所) 経済産業省通商政策局編『2013年版不正貿易報告書』に基づき著者作成

サービス貿易の自由化は、具体的には、①内国民待遇、②最恵国待遇、③国内のサービス市場への参入に対する量的な制限（サービス供給者の数、サービスの取引高や資産の価額、サービスの総産出量、サービス提供者の雇用者数、企業形態、商業拠点における外資出資比率などの制限）の撤廃、④サービス提供に関する特定の条件（現地拠点の設立義務、職員・経営幹部その他の人員の国籍要件等）の撤廃などを通じて達成される。いかなる分野やモードについて国内規制・措置を取り除くかが交渉の対象となる。

F T Aにおいては、第3モード（商業拠点）の扱いが個々の協定により異なる。また、F T Aが広範囲のサービス貿易を自由化している場合などは、非締約国には特恵的待遇を与えない、つまりG A T Sの最恵国待遇の例外とすることができる。

交渉の成果について、G A T Sは自由化する分野・モードを国ごとの約束表に列挙する方式（ポジティブリスト方式）をとっている。一方、P 4協定や米韓F T A等のF T Aは、自由化しない分野・モードとそれらに適用される制限（非適合措置）を国ごとの留保表に列挙する方式（ネガティブリスト方式）を採用している。ネガティブリスト方式のF T Aにおいて、締約国が市場アクセスや内国民待遇等の適用を留保している場合、そのような措置を協定発効当時よりも貿易制限的なものにしないとするいわゆる「スタンドスティル義務」を負う。

サービス貿易の自由化についてT P P交渉では、G A T Sや既存のF T Aで約束した自由化の水準を上回るサービス貿易の自由化を目指し、越境サービス、一時的入国（商用関係者の移動）、金融サービス、電気通信の4つの作業部会が設けられており、交渉の成果はネガティブリスト方式でまとめられる見込みとされている。

これらのうち、越境サービスについて、上記①から④の方法による自由化に加え、ラッシュ条項³³、急送便サービスにおける郵便と民間企業との競争に関する規定、第4モード（人の移動）の自由化が論点とされる。また、他国の資格・免許を相互に認め合う相互承認については、T P P発効後に議論する枠組みが検討されているが、医師等の個別の資格・免許を相互承認することについての議論はないとされている。

（11）サービス（一時的入国）

G A T Sやその附属書（人の移動に関する附属書）は、サービス貿易の形態の一つとして人の移動を規定している。人の移動に係る規定は、商用関係者の入国や一時的な滞在について定めるもので、単純労働者の入国や就労を対象とするものではない。自由化の約束は個々の加盟国に委ねられ、個別のサービスではなく、企業内転勤、短期滞在（業務連絡）、自由職業サービス（独立の専門家）等の分野横断的な約束だけが行われることが多い。

F T Aには、人の移動についてサービス貿易の範囲を超えた移民政策について定めるものもあるが、P 4協定においては、締約国の商用関係者の一時的入国についてのみ、入国管理手続きを簡素化・透明化・円滑化することを規定している。

T P P交渉においてもP 4協定と同様に単純労働者の移動は議論の対象とされず、短期商用、企業内転勤、投資家、サービス提供者などの一時的滞在や入国について約束を行う

方向とされている。申請の処理の透明性・効率性の向上、商用関係者の範疇、各国共通の
約束か国ごとの約束か等が論点として挙げられる。

(12) サービス（金融サービス）

GATSの金融サービスに関する附属書は、金融サービスの定義に加え、投資家・預金
者・保険契約者の保護や金融システムの安定性確保を内容とする信用秩序維持の措置を規
定している。金融サービスの特定の約束は、GATSの金融了解に従い、加盟国が任意で、
現状維持（スタンドスティル）、市場アクセス（独占権、公的機関が購入する金融サービス、
国境を越える取引、業務上の拠点、新たな金融サービス、情報の移転及び処理、人員の一
時的な入国、差別的でない措置）、内国民待遇を約束している。TPP交渉参加国のうち、
このような約束をしているのは、米国、オーストラリア、ニュージーランド、日本である。

TPP交渉では、透明性、内国民待遇、最恵国待遇、新しい金融サービスの公正な扱い、
投資保護、ISDS手続き（(15)を参照）の金融サービス章への適用等に加え、信用秩序
維持の措置について交渉が行われている。保険サービスの供給における公的機関と民間と
の対等な条件の確保について取り上げられているものの、郵政事業体や共済のような個別
分野の扱いは明らかでない。また、GATSが適用除外としている公的医療保険制度など
国が実施する金融サービスの提供も議論の対象でないとされる。なお、国有企業は、競争
政策分野の交渉において扱われる。

(13) サービス（電気通信）

電気通信サービスについて、GATSの附属書は、加盟国は自国の約束表に記載するサ
ービスに関し、他の加盟国のサービス提供者に、合理的かつ無差別な条件で公衆電気通信
伝送網やサービスへのアクセス・利用を認めることを定めている。また、基本電気通信分
野については、WTO創設後に発効したサービス貿易協定第4議定書に「参照文書」が盛
り込まれ、事業者の規律として、①主要な事業者による反競争的な行為の禁止、②相互接
続の確保、③ユニバーサル・サービス、④免許基準の公表、⑤独立の規制機関、⑥希少な
資源の分配と利用が定められている。

TPP交渉においては、電気通信サービス分野の実質的な競争を促すとの観点から、G
ATSが各国による自主的な約束に委ねている事項、すなわち主要な電気通信事業者によ
る反競争的行為の禁止や相互接続の義務化等が取り上げられている。また、交渉参加国間
の既存のFTAで規定されている通信インフラへの公平なアクセスや既存の電気通信設備
への第三者による設備設置、相互接続、周波数割当、透明性、競争等における共通のルー
ル設定が取り上げられている。この他、規制プロセスの透明性の強化、規制機関の決定に
対する事業者の不服申立てや上訴の権利、電気事業者による技術の自由な選択を政府が妨
げないこと、高価な国際携帯ローミング料金への対応等も議論されている。

(14) 電子商取引

昨今の世界的なインターネットの発達から、電子商取引の利用に対する信用確保、また、

電子商取引の利用に対する障害を回避する重要性が認識されている。

WTOにおいては、1998年5月の第2回閣僚会議で「グローバルな電子商取引に関する宣言」が採択され、その中で「加盟国が電子送信に関税を賦課しないという現在の慣行を継続すること」が宣言されている（関税不賦課モラトリアム）。これにより、現在でも海外からのソフトウェア等のダウンロードに関税が賦課されていない。このほかに、OECD、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、APEC等で議論がある。

日本が締結したEPAの中では、スイスとのEPAに初めて電子商取引章が盛り込まれている。具体的には、デジタル・プロダクト（ダウンロードされたソフトウェアや音楽データ等）に対し、内国民待遇及び最恵国待遇が規定され、また、WTOの関税不賦課モラトリアムの恒久義務化へ向け協力すること、電子署名・認証、貿易文書の電子化、オンライン消費者保護等が規定された。

他国のFTAには上記の日スイスEPAと内容が異なるものがあり、例えば、米豪FTAにおいては、関税を恒久的に賦課しないことが明記されており、デジタル・プロダクトの範囲についてもCD等の運搬用媒体に固定されたプログラム等が含まれるが、日スイスEPAではこうした運搬用媒体は物品貿易章の規定が適用される。なお、EUは、電子商取引はサービス貿易の規律でカバーできるとして、電子商取引に独自のルールを設けることに消極的である。

(15) 投資

1980年代から1990年代にかけて、世界の海外直接投資は急速に拡大した。投資に関する多国間条約の取組については、OECDにおいて多国間投資協定(MAI)の交渉が行われたが1998年に決裂し、また、既存のWTO貿易関連投資措置協定(TRIMs協定)はそのカバーする範囲が貿易関連に限定されているなど、現在も普遍的な多国間条約は存在しない。

他方、各国は、自国の投資家やその投資財産を保護するため、また、途上国は国際投資を積極的に誘致するため、国際投資の保護と自由化に関する制度を必要とし、二国間投資協定(BIT)を締結してきた。二国間投資協定は、海外直接投資の拡大とともに1990年代に急増し、2012年末現在で二国間投資協定の数は2,857に達する³⁴。また、二国間及び地域的なFTAの中に二国間投資協定と同内容の投資章を規定する例も増えており、その数は2012年末現在で339に達する³⁵。日本が締結している二国間投資協定は15で、投資章を含むEPAは10である。

二国間投資協定やFTA投資章に規定されている主な内容は以下のとおりである。

- ① 内国民待遇：外国の投資家及びその投資財産は、投資受入国の投資家及びその投資財産に与えられる待遇よりも不利でない待遇が与えられる。最近の投資協定では、投資の受入後だけでなく、投資の前段階についても内国民待遇が与えられることもあり、これは単なる保護だけでなく自由化の意味を持つ。全ての分野が自由化されるわけではなく、各国による外国投資の出資規制は例外として扱われる。この例外分野を列挙して自由化することをネガティブリスト方式といい、逆に約束表に記載した分野のみ自

由化することをポジティブリスト方式というが、TPPではネガティブリスト方式を基礎とする交渉が実施されている。

- ② 最恵国待遇：投資受入国は、投資家及びその投資財産に対し、第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- ③ 公正衡平待遇：一般に慣習国際法上の最低基準として、投資家及びその投資財産に対し、公正かつ公平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。
- ④ 収用と補償：投資受入国が投資家の投資財産を収用又は国有化、及びその際の補償に係る基準を規定し、これは間接収用にも適用されることが多い。間接収用とは、投資受入国による恣意的な許認可の取消しや制限など、投資財産の国有化などの直接的な収用と同等の効果を有する措置のことであるが、その投資家が被った損害が受入国の規制による間接収用とみなされるか否かが問題とされることが多い。
- ⑤ パフォーマンス要求（特定措置の履行要求）の禁止：投資受入国が投資家の投資活動の内容に対して課する条件をパフォーマンス要求といい、例えば現地調達要求、輸出入均衡要求などが禁止される。TPPではTRIMs協定を超える条件（例えば技術移転要求、役員国籍要求など）がどの程度、禁止の対象となるかが議論されている。
- ⑥ 紛争解決手続：国家間の紛争処理に関する規定のほかに、一般に投資受入国と投資家との紛争を仲裁によって解決することを規定する。投資家が受入国の裁判所で訴えた場合、不利な司法判断を受ける可能性もあるので、受入国が仲裁に付託して解決することに同意を事前に与える意味がある。

(図表 15) 投資紛争の仲裁付託の動向

	公表された案件数		1994	2	1	2004	45	24
		うちICSIDに付託						
1987	1	1	1995	2	1	2005	44	26
1988	0	0	1996	6	1	2006	30	18
1989	0	0	1997	7	6	2007	40	30
1990	0	0	1998	8	6	2008	35	21
1991	0	0	1999	11	6	2009	36	22
1992	0	0	2000	13	7	2010	25	18
1993	1	1	2001	16	12	2011	49	33
			2002	28	16	2012	57	40
			2003	43	29		499	319

(出所)UNCTAD: Investor-State Dispute Settlement Databaseから著者集計(2013年9月)

上記の内容のうち、⑥紛争解決手続について、投資家が国家を相手に投資紛争解決国際センター（ICSID）等の仲裁に付託することができる「投資家と国家との間の紛争解決（ISDS）手続」の規定が、TPP交渉で注目されている。ISDS手続が盛り込まれれば、我が国においても、外国投資家から我が国に対する仲裁が提起される可能性は排除されない。

1980年代からISDS手続が規定された二国間投資協定が多くなると、投資家が投資紛争を仲裁に付託する件数も増え、1990年代後半から急増している（図表15を参照）。仲裁

手続として活用されているのは、ICSIDが最も多く約6割を占め、その他にUNCITRAL（国連国際商取引法委員会）などがある。日本が締結している二国間投資協定及びEPA投資章の計25のうち、ISDS手続の規定がないものは、フィリピン、規定はあるが紛争の付託に関し条件が付されているものは、中国、マレーシア、タイ、ブルネイ、スイスである。米豪FTAにおいては、オーストラリア側の反対によりISDS手続の規定が含まれていない。過去に日本企業がISDS手続を利用した例は、野村證券のオランダ子会社がチェコ政府を訴えた件（2006年）の1件であり、逆に日本政府が訴えられた例はない。投資仲裁に訴える場合には、多額の費用と期間（3～4年）を要し、問題解決の手段は必ずしも投資仲裁に限らず、調停により和解に至る例もあるとされる。

（16）環境

近年の環境問題への関心の高まりを反映し、貿易・投資の観点からも環境規制が注目されている。環境保護のための貿易制限措置が保護貿易につながりかねず、逆に、他国がレベルの低い環境規制の下で生産するのであれば、自国が不利にならないよう、結果的に環境規制の緩和につながる可能性がある。

P4協定には、補完協定として環境協力協定が存在し、国際的な環境コミットメントの義務を遵守すること、環境規制を保護貿易に利用することは適当でないこと、貿易・投資促進のために環境規制を緩和することは適当でないこと等が規定されている。日本が締結したEPAにおいては、独立した環境章を設けたことはないが、投資章の中に投資促進のための環境規制の緩和が不適當であること等の規定がある。

米国は、NAFTAの環境協定に加え、締結したFTAに環境関連規定を設けている。さらに米国の通商代表部（USTR）は、2011年12月5日、「環境保全及びTPPに関するUSTRグリーン・ペーパー」を発表し、野生動物の違法取引、海洋漁業（漁業補助金、サメの保護）、違法伐採の3分野について提案を行ったとされる³⁶。このうち、我が国との関係においては、漁業補助金についての論点が注目されている。

補助金は国家の取り得る産業保護政策として、輸入規制よりも貿易歪曲性が少なく、その有効性が認められているが、方法や形態については一定のルールが必要とされる。WTOでは「補助金及び相殺関税に関する協定」により補助金に関する貿易ルールが規定されている。2001年11月、ドーハ閣僚宣言の中で補助金協定の規律の明確化のための交渉を行うことで合意し、さらに、そこで漁業補助金についても言及され、議論が進められてきた。こうしたWTOの議論の中では、米国、チリ、ニュージーランド等が漁業資源の減少につながるとして漁業補助金を原則禁止とすること、そして例外で認められた補助金のみを許容することを主張し、これに対し、日本、韓国、台湾等が漁業補助金は資源管理に貢献しており、過剰漁獲につながる補助金のみを禁止する方式を主張している。TPP交渉においては、漁業補助金の削減について見送られる方向になったとされる³⁷。

（17）労働

低い労働コストによる安価な製品の輸出は「社会的ダンピング」と見なされ、先進国は、

労働基準の遵守と貿易自由化とを結び付ける社会条項の必要性を主張してきた。これに対し、途上国の多くは、社会条項は先進国の国内産業を保護することを意味するとして反対した。

元来、労働基準の国際的調和については、ILOが担い、これまでに働く世界に関わるほとんどすべての事項を網羅する189の条約と202の勧告を採択してきた(2013年8月現在)³⁸。ただし、ILOの国際基準の設定は、基本的に加盟国の批准を必要とする自主的な性格を持つ。そこでILOは、1998年に「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ(ILO宣言)」を採択し、4つの基本原則(結社の自由、強制労働の禁止、児童労働の禁止、雇用と職業における差別の排除)を確保するための手続を定めた。

P4協定では、協定に附属する労働協力に関する了解覚書の中でILO宣言の原則へのコミットメントが再確認され、労働基準を緩和することで貿易や投資を促進することは適当でないこと等が規定されている。米国が締結しているNAFTAに附属する北米労働協力協定には既に、締約国に国内で高い労働基準の確保を求める等の規定が設けられている。また米国は、二国間FTAの締結に際しても、ILO宣言を再確認し、紛争解決の手続を含む労働章を盛り込んでいる。日本が締結したEPAには独立した労働章はないが、例えばフィリピンとのEPAの投資章の中に労働に関する規定(第103条)があるなど関連規定を持つEPAは多数ある。

(18) 制度的事項

協定の運用等について当事国間で協議を行う合同委員会の設置やその権限等に関する規定である。P4協定や米韓FTA等は、締約国の閣僚や上級公務員レベルの代表が定期的に会合する合同委員会が協定の運用の中核を担う方式をとっている。

P4協定の委員会は、原則として毎年1回開催され、①協定の実施に関する事項の検討、②協定改正案の検討、③協定付属機関の活動の監督、④貿易・投資拡大策の検討や企業間協力を行う分野の選定、⑤その他協定運用に係る事項の検討を任務とする。このため、委員会や作業部会の設置、案件の付託・問題の検討、譲許表等の修正の承認、実施取極の締結、協定の解釈・適用に係る意見の相違や紛争の解決などの権限を付与されている。なお、P4協定においては、協定とは別個の覚書に基づき、環境や労働に関する締約国政府の定期会合について規定が設けられている。

TTP交渉においては、新規加盟国の承認方法、法令制定手続の透明性や腐敗の防止等についても提案があるとされる。また、医薬品・医療機器の償還(保険払戻)制度の透明性等を担保する制度の整備や手続保障の確保を提案する国がある一方、そのような事項は貿易交渉で議論する権限がないと主張している国があるとされる。

(19) 紛争解決

紛争解決は、協定の解釈又は適用の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める規定であり、FTAに一般的に設けられている。このような規定は、実際

の紛争に解決の手段を与えるだけでなく、締約国に協定の履行を促し、紛争解決の過程を通して協定の解釈を明確にする役割を果たす。

F T Aの紛争解決手続は、①当事国間協議（協議を先に行う）、②仲裁手続への紛争付託、③仲裁裁判所による拘束的決定、④被申立国による違反措置の是正又は賠償という国際仲裁裁判の流れに沿うものが多い。また、紛争解決手続きの多くは、個々の締約国が単独で紛争について拘束力のある決定を求める権利を有すると定めている。

T P P交渉については、紛争解決手続に、①の協議前置と最終的な解決手段としての③仲裁への付託が規定されるとの見方が示されている³⁹。その上で、仲裁裁判、仲裁人の事前登録制度、仲裁人のT P P締約国の国籍保持者に限定する国籍要件、W T Oにおいて協定に違反しない行為により侵害された協定上の権利について認める「非違反申立」が議論されている模様である。また、協定のどの章に紛争解決手続きが適用されるのかも協定の実効性を左右する問題である。

（20）協力

F T Aには、協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等を定める「協力」の規定がある。

P 4協定は「戦略的連携」章を設け、協定のもたらす利益を拡大・増進するため、経済のみならず、科学技術、教育、文化、一次産業に関する協力を行うよう定め、実施取極めを結んで協力の重点分野を特定している。例えば経済分野においては、①政策対話と情報交換、②貿易等阻害要因の情報提供、③通商ミッション等への支援、④締約国財界の対話、⑤貿易・投資等に関する情報提供メカニズムの構築、⑥官民協力の促進、⑦中小企業による英語使用の促進と学習過程における情報技術機器の利用のための協力を定めている。

T P P交渉においても、締約国の能力構築に資する人材育成や中小企業の能力構築に資する支援の進め方等が焦点と伝えられる。

（21）分野横断的事項

分野横断的事項は、特定の政策目的を達成する観点から原産地、投資、サービスのようないくつかの分野の規定を横断的に点検し、政策の実現に必要な様々な規律を盛り込もうとするもので、T P P交渉独自の分野である。こうした分野が求められたのは、自国企業によるT P P域内のサプライ・チェーンへの参加を通じた投資や生産の促進、中小企業の輸出機会の拡大を目指す米国の主張によるところが多いとされる⁴⁰。米国の100余の業界団体や個別企業からなる産業横断的なT P P交渉の推進母体は、2012年9月にT P Pに求める15の基本原則を示している⁴¹。

交渉においては、①規制制度間の整合性、②競争力とビジネス円滑化、③中小企業への支援、④開発が議論されている模様である。これらのうち、①は各国の規制そのものの統一ではなく、各国が規制に関する中央調整機関を設置することや、規制制度の変更に関する通報のメカニズムを確立すること等により、透明性や予見性の確保を目指すものである。また、②は、各国に展開するサプライ・チェーンを前提として、域内物流システムの効率

化などビジネスの円滑化に資する取組に係るものである。一方、③については、中小企業が協定に基づく関税の撤廃や引下げを受けるのに必要な書類・関連情報を各国の専用ウェブサイトに掲載すること、協定発効後に中小企業が直面する協定運用上の問題に関する定期的なレビューやその解決方法等が、④については、途上国が協定を遵守する際に直面する企業の社会的責任や環境保護等の課題への対処方法が議論されている。

T P P 交渉の結果、当初作成された原則論的な内容を後に更新・発展させていくことのできる規定が設けられれば、規制制度間の整合性は加盟国の規制制度にすぐに大きな変化はもたらさなくても、潜在的に大きな変化をもたらす可能性があると言える。

【参考文献】

経済産業省通商政策局編『2013年版不公正貿易報告書』

内閣官房、T P P 政府対策本部「T P P 協定交渉について」（2013年6月）

内閣官房ほか「T P P 協定交渉の分野別状況」（2012年3月）

石川幸一、馬田啓一、木村福成、渡邊頼純編著『T P P と日本の決断』（文眞堂 2013年）

馬田啓一、浦田秀次郎、木村福成編著『日本のT P P 戦略』（文眞堂 2012年）

山澤逸平、馬田啓一、国際貿易投資研究会編著『通商政策の潮流と日本：F T A 戦略とT P P 』（勁草書房 2012年）

中川淳司、清水章雄、平覚、間宮勇『国際経済法（第2版）』（有斐閣 2012年）

中川淳司「T P P で日本はどう変わるか？第1回～第13回（完）」『貿易と関税』（2011年7月号～2012年10月号）

（かんだ しげる、てらばやし ゆうすけ）

¹ T P P 参加により、内閣府は、全品目で関税を撤廃することを条件に、おおむね10年間で実質GDPが2.4～3.2兆円増加するとし、農林水産省は、コメ、麦など主要農産品19品目について、全世界を対象に関税を即時撤廃し、何の対策も講じないことを条件に、実質GDPが7.9兆円減少すると試算した。一方、経済産業省は、日本が中国、EUとFTAを締結せず、T P P にも不参加で、かつ韓国が米国、中国、EUとFTAを締結した場合に、実質GDPが10.5兆円減少するとした（内閣官房「E P Aに関する各種試算」（平成22年10月27日））。

² 『日本経済新聞』（2011.10.26）

³ 試算は日本がT P P (11か国)に参加した場合の経済全体と農林水産物生産に与える影響を示す。試算の条件は、①関税撤廃の効果のみが対象、②関税は全て即時撤廃、③追加的な対策を計算に入れないこととし、農林水産物は、関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上である33品目を対象としている。この結果、輸出は2.6兆円(0.55%)、消費は3.0兆円(0.61%)、投資は0.5兆円(0.09%)それぞれ増加する。一方、安価な輸入品の増加がGDPを2.9兆円押し下げ、農林水産物の生産額を3.0兆円減少させるが、GDP全体で3.2兆円(0.66%)増加する（内閣官房「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」（平成25年3月25日））。

⁴ ブランダイス大学のペトリ教授が行った試算は、非関税措置の削減、投資・サービスの自由化による効果も含む（内閣官房「P E C C 試算の概要」（平成25年3月15日）〈<http://asiapacifictrade.org/>〉）。

⁵ WTOのHP：地域貿易協定(R T A)データベース〈http://www.wto.org/english/Tratop_e/region_e/region_e.htm〉。なお、ジェトロによれば、同一FTAの拡大など重複を除いた世界のFTA件数は、2013年7月1日現在で252件である（ジェトロ『2013年版世界貿易投資報告』134頁）。

⁶ 特定の品目について、一定数量以内の輸入品に限り、無税又は低税率（一次税率）の関税を適用して、需要者に安価な輸入品の提供を確保する一方、一定数量を超える輸入分については比較的高関税（二次税率）の関税を適用することで、国内生産者の保護を図る制度をいう。

⁷ 内閣官房「包括的経済連携の現状について」（平成23年11月）14、17頁

- ⁸ 「東アジア首脳会議に関するクアラルンプール宣言」(2005年12月14日)
- ⁹ ホワイトハウスHP <<http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/apec/2006/>>
- ¹⁰ 「第14回APEC首脳会議 ハノイ宣言」(2006年11月18、19日)
- ¹¹ 米通商代表部HP <http://www.ustr.gov/webfm_send/1559>
- ¹² 「第18回APEC首脳会議 首脳宣言「横浜ビジョン」」(2010年11月13、14日)
- ¹³ 第176回国会衆議院本会議録第1号5頁(平22.10.1)
- ¹⁴ 「TPPの結論先送り=民主PT」(『時事通信』(2012.8.30))
- ¹⁵ 第183回国会衆議院本会議録第3号10頁(平25.1.31)
- ¹⁶ 第183回国会衆議院予算委員会議録第3号28頁(平25.2.8)
- ¹⁷ 第183回国会衆議院予算委員会議録第7号28頁(平25.2.28)
- ¹⁸ New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, “Content of confidentiality letters,” November 29, 2011. <<http://www.mfat.govt.nz/Trade-and-Economic-Relations/2-Trade-Relationships-and-Agreements/Trans-Pacific/1-TPP-Talk/0-TPP-talk-29-Nov-2011.php>>
- ¹⁹ 外務省「環太平洋パートナーシップ(TPP)の輪郭(外務省仮訳)」(2011.11.12)
- ²⁰ TPP首脳会合(2011.11.12)におけるオバマ大統領発言 <<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/speeches/transcripts/2011/november/remarks-President-barack-obama-meeting-tran>>
- ²¹ 外務省「環太平洋パートナーシップ貿易閣僚による首脳への報告書(外務省仮訳)」(2012.9.9)
- ²² 外務省「TPP協定：第15回交渉会合の概要」(2012.12.17)
- ²³ 9分野の非関税措置とは、保険、透明性/貿易円滑化、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便、衛生植物検疫措置である(「日米間の協議結果の確認に関する佐々江駐米大使発書簡」(平成25年4月12日)、「日米間の協議結果の確認に関するマランティス米国通商代表代行発返書」(平成25年4月12日))。この結果、米国がTPP発効後も10年以上、輸入日本車に対する関税を維持する可能性も指摘されている。
- ²⁴ 『日本経済新聞』(2013.4.13)
- ²⁵ 米韓FTAにおいては、品目ベースの自由化率は米国が100%、韓国が99.7%で、除外品目は韓国のコメ・同関連製品、乳製品などである。関税撤廃に10年以上かける品目が米国(82品目)、韓国(167品目)それぞれに存在する。
- ²⁶ 外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp01_05.pdf>
- ²⁷ 『日本経済新聞』(2013.8.30)
- ²⁸ 中川淳司「TPPで日本はどう変わるか?」『貿易と関税』(2011.11)7頁
- ²⁹ “USTR: 2013 Report on Sanitary and Phytosanitary Measures” <<http://www.ustr.gov/sites/default/files/2013%20SPS.pdf>>
- ³⁰ 米韓FTAの9章9.7条、附属書9-B。詳しくは、『韓米FTAを読む』(日本貿易振興機構、海外調査シリーズ No.375)83-84頁を参照。
- ³¹ 中川前掲論文(2011.12)49頁
- ³² 中川前掲論文(2011.12)51~52頁、石川幸一「TPP交渉の論点と米国などの姿勢」『季刊 国際貿易と投資』(Summer 2013/No.92)37、39頁
- ³³ 内国民待遇等の規律の適用対象外として留保した措置に関し、自由化の程度を悪化させない場合に限って例外措置の修正を認めるもの。
- ³⁴ “UNCTAD: World Investment Report 2013” <http://unctad.org/en/PublicationsLibrary/wir2013_en.pdf>
- ³⁵ 同上
- ³⁶ 外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp20120327_07.pdf>
- ³⁷ 『朝日新聞』(2013.10.3)
- ³⁸ ILO駐日事務所HP <<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/list.htm>>
- ³⁹ 中川前掲論文(2012.7)7頁
- ⁴⁰ 中川前掲論文(2012.4)31頁
- ⁴¹ 米国TPPビジネス連合HP <<http://www.tppcoalition.org/documents/TPP%20Coalition%20Principles.pdf>>